## 資料 7

# 带広市災害対策本部条例

昭和38年4月1日 条 例 第 2 号

改正の沿革 平成8年条例第21号、平成25年条例第6号

#### (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、帯広災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

# (職 務)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮 監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

#### (組 織)

- 第3条 本部に部、部に班を置くことができる。
- 2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が定める。
- 3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長及び班長は、担当の事務を掌理する。

## (雑 則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

# 附則

この条例は、公布の日から施行する。